

高知県スポーツ少年団専門部会規程

(総 則)

第1条 この規程は、高知県スポーツ少年団（以下「本団」という。）の設置規程第21条の規定に基づいて設置された専門部会に関することを定める。

(名 称)

第2条 専門部会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画部会
- (2) 指導育成部会

(構成・業務)

第3条 前条に規定する各専門部会の構成及び業務は、別表のとおりとする。

- 2 各専門部会は、常任委員会に意見を具申するとともに、常任委員会の諮問に応ずるものとする。

(委 員)

第4条 第2条の構成員は、常任委員会にて選任されるものとし、本部長が委嘱する。

- 2 各専門部会に委員長1名、副委員長2名以内を置くことができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、選任後2年間とし、選任された常任委員会の翌事業年度からを任期とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会の招集等)

第6条 専門部会は、必要に応じて委員長が招集して、この議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 専門部会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 構成員が専門部会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は、出席したものとみなす。
- 5 専門部会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 6 専門部会に関する、委員が負担する費用は支払わないものとする。

(補 則)

第7条 専門部会は、高知県スポーツ少年団設置規程第21条第3項の規定を誠実に遵守しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、平成29年2月22日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年3月5日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年5月8日から施行する。
- 5 この規程は、平成31年4月1日(名称変更)から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

専門部会名	構成	業務内容
総務企画	常任委員及び代表委員、又は、その他の登録指導者・役職員 （15名以内）	1 総務関係に関すること 予算・決算及び事業に関すること 2 表彰関係 県内外表彰（スポーツ少年団関係） 3 ブロック会議関係 派遣・開催に関すること 4 各種交流交歓事業に関すること (1) 県内交流大会関係 (2) 県外・国際交流関係 5 組織の拡大・強化に関すること (1) 未加盟市町村の対応に関すること (2) 競技団体との連携に関すること
指導育成	常任委員及び代表委員、又は、その他の登録指導者・役職員 （15名以内）	1 リーダー及び指導者育成に関すること (1) リーダーの育成と研修及び組織化に関すること (2) リーダー及び指導者の研修・派遣に関すること (3) 団員及び母集団の育成に関すること 2 リーダーの大会及び研修会に関すること (1) ブロック大会に関すること (2) リーダー研修会の開催に関すること